平成２１年（フ）第４０４号
栃木県那須塩原市東栄１丁目２番48号　レオパレスボヌールパストラル101号、前住所秋田県秋田市仁井田本町４丁目９番25号
債務者　保坂　　淳
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０５号
栃木県宇都宮市平出町3781番地２
債務者　小島　一二
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０６号
栃木県宇都宮市陽東６丁目６番10号　メゾンＳＳＫ　Ｃ―201、前住所栃木県宇都宮市陽東４丁目10番30号
債務者　野澤　一郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０７号
栃木県宇都宮市陽東６丁目６番10号　メゾンＳＳＫ　Ｃ―201、前住所栃木県宇都宮市陽東４丁目10番30号
債務者　野澤　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９５号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地１　南台ハイツＡ　８棟206号
債務者　横田　義宏
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９６号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地１　南台ハイツＡ　８棟206号
債務者　横田　　綾（旧姓芹澤）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１７号
横浜市金沢区柳町28番地40
債務者　太田　裕之
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９７号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番43―５号
債務者　上林美治也
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１４号
横浜市瀬谷区相沢１丁目35番地１　第一ムツミハイツ103号
債務者　江川　敬一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１５号
横浜市瀬谷区相沢１丁目35番地１　第一ムツミハイツ103号
債務者　江川　文子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７９号
栃木県宇都宮市石井町3413番地80　コーポマスブチＣ203
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５号
秋田県仙北郡美郷町金沢字上野際42番地
債務者　佐々木祥人
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後４時
　秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第４１８号
栃木県宇都宮市富士見町18番13号
債務者　富岡　真平
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３７０号
岡山市南区平福１丁目６番37号　シャトル平福Ａ棟201号
債務者　山本　勝弘
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７５号
岡山市北区矢坂本町26番15号
債務者　難波　利佳
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３５号
青森市大字三内字沢部51番地12
債務者　山田カツヱ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
　青森地方裁判所民事部破産係